

補助金申請に係る宿泊事業者の申請支援について

～観光地・観光産業における人材不足対策事業～

1 趣旨

観光庁が実施している当該補助事業について、宿泊事業者様の活用を促進するため、当財団にて申請のサポートを実施いたします。



補助金詳細

2 補助金概要(詳細は右の QR コードから観光庁 HP で確認できます)

No.	項目	要件
1	対象事業者	宿泊事業者
2	補助額	補助率:1/2 補助上限額:1 施設あたり 500 万円(1事業者あたり3施設まで)
3	対象経費	人手不足の解消に資するシステム、設備、備品の購入、設置に要する経費(管理システム等のシステム、配膳・清掃ロボット、その他)
4	対象要件	①のいずれかと②を満たすこと ①-A「高付加価値化ガイドライン」の登録を受けている又は登録申請していること ①-B 金商法 24 条に基づき有価証券報告書を提出する会社等であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定を取得済み又は取得予定であること ②地域(DMO、地方公共団体等)と連携し、訪日外国人宿泊者数を向上させる取組及び人手不足解消のための取組を行っていること ほか
5	申請期間	令和 6 年 3 月 29 日(金)13:00～5 月 31 日(金)17:00 ※二次公募も予定
6	実施期間	令和 6 年 12 月 13 日(金)までに完了すること

3 想定する支援内容

申請に係る支援の希望を調査した後、ご希望された事業者様向けに次の支援を実施します。

※申請は各事業者様にて行っていただくものです。

(1) 申請に係る問合せの一次窓口対応

軽微な問合せへの回答、(要望があれば)申請書の記載内容を一緒に検討するなど、相談窓口としての支援を実施します。また観光庁に確認が必要な事項については、(2)のとおり対応します。

(2) 観光庁への質問事項の取りまとめと回答の全体フィードバック

各事業者からの質問事項を取りまとめ、一括して観光庁に確認します。確認結果は、質問者様のみでなく全体に展開します。

(3) 申請書に記載する取組内容の標準例の展開

申請書に記載を要する「地域(DMO、地方公共団体等)と連携し、訪日外国人宿泊者数を向上させる取組及び人手不足解消のための取組」について、標準的な例文を作成し展開することで円滑な申請書の作成を補助します。また申請書に添付するパンフレット等のデータもあわせて提供します。

4 補助金活用の意向確認

補助金活用をご検討されている場合は、支援の要否について右のフォームからご回答をお願いします。

※補助金を申請しない場合、回答は不要です



回答フォーム